

令和2年6月17日	資料2
第49回レセプト情報等の 提供に関する有識者会議	

# 「DPCデータの提供に関するガイドライン」改正について

令和2年6月17日  
厚生労働省保険局医療課

## ガイドライン改正に向けた検討事項について

- 第198回国会において成立した「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第9号）による「健康保険法（以下「健保法」という。）」改正において、DPCDBについても、情報の収集、利用及び情報の提供の根拠規定等を創設するとともに、NDBや介護DBの情報と連結して利用又は提供することができることとする規定を整備したところ（NDBや介護DBと同様の規定。）。
- このことを踏まえ、令和2年10月の法施行に向け、「DPCデータの提供に関するガイドライン」の見直しが必要ではないか。
- さらに、令和4年度に、DPCデータとNDB・介護DBとが、3情報（生年月日、氏名、性別）を用いて連結可能となることから、今後、改めて個票情報の提供について検討してはどうか。

### Step 1. 令和2年度10月の法施行に向けた見直し

- 「DPCデータの提供に関するガイドライン」は、DPCデータの独自の特性を有する部分を除き、基本的には「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン」と同様の規定が置かれているところ。
- 上記を踏まえ、新たな法規定によって見直しが必要となる部分（第1※、第2等）や、制度の改善のために見直しが必要となる部分（第12、第13等）については、「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン」と同様の見直しを行ってはどうか。

※ 現行の「DPCデータの提供に関するガイドライン」の目次番号。以降同様。

### Step 2. 令和4年度に向けた検討

- DPCデータの様式には個票情報と集計表情報が存在するが、現在、集計表情報のみが第三者提供の対象となっている。
- 一方、今年度よりDPCデータにおいても3情報の取得を開始しており、令和4年度より、NDB・介護DBとの連結解析が可能となる。
- 上記を踏まえ、現行の集計表情報だけでなく、個票情報の提供についても改めて検討することとしてはどうか。

# 現行のガイドライン目次及び見直し項目

現行ガイドラインの目次		令和2年度10月の法施行に向けた見直しを行う項目
第1	ガイドラインの目的	○
第2	用語の定義	○
第3	DPCデータの取扱い	
第4	DPCデータの提供に際しての秘密保護及び適正管理の確保	
第5	DPCデータの提供を行う際の処理の例	
第6	DPCデータの提供依頼申出手続き	○
第7	提供依頼申出に対する審査	○
第8	審査結果の通知等	
第9	提供が決定された後のDPCデータの手続き	○
第10	提供後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合	○
第11	DPCデータの提供後の利用制限	
第12	DPCデータの利用後の措置等	○
第13	提供依頼申出者による研究成果等の公表	○
第14	利用実績報告書の作成・提出	○
第15	DPCデータの不適切利用への対応	○
第16	厚生労働省による実地監査	
第17	ガイドラインの施行時期	

※空欄部分については、法改正に伴う用語の改正等の手当てを行うのみで、概ね現行通り。 2

（療養の給付に要する費用の額の定めに関する厚生労働大臣の調査）

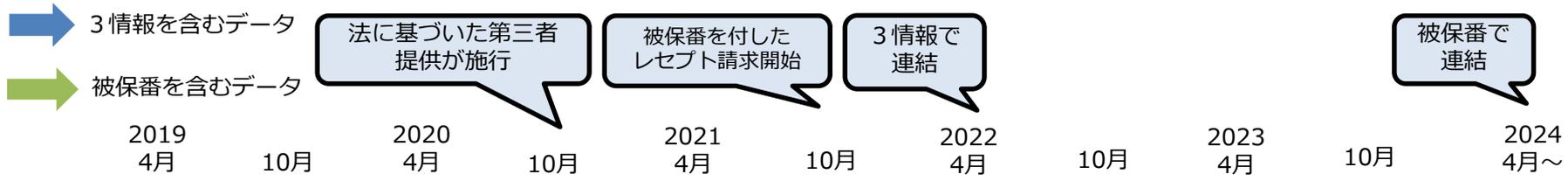
第七十七条

- 2 厚生労働大臣は、保険医療機関のうち病院であつて厚生労働省令で定めるものに関する前条第二項の定めを適正なものとするため、必要な調査を行うものとする。
- 3 前項に規定する病院は、同項の調査に資するため、当該病院に入院する患者に提供する医療の内容その他の厚生労働大臣が定める情報（第百五十条の二第一項及び第百五十条の三において「診療等関連情報」という。）を厚生労働大臣に報告しなければならない。

（国民保健の向上のための匿名診療等関連情報の利用又は提供）

- 第百五十条の二 厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、匿名診療等関連情報（診療等関連情報に係る特定の被保険者その他の厚生労働省令で定める者（次条において「本人」という。）を識別すること及びその作成に用いる診療等関連情報を復元することができないようにするために厚生労働省令で定める基準に従い加工した診療等関連情報をいう。以下同じ。）を利用し、又は厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者であつて、匿名診療等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定めるものを行うものに提供することができる。
- 一 国の他の行政機関及び地方公共団体適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査
  - 二 大学その他の研究機関疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究
  - 三 民間事業者その他の厚生労働省令で定める者医療分野の研究開発に資する分析その他の厚生労働省令で定める業務（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により匿名診療等関連情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

# 参考：法改正に係るDPCDBのスケジュール



中医協	➡ DPCデータの報告内容の見直しについての検討 (氏名情報を報告内容に追加)		➡ DPCデータの報告内容の見直しについての検討 (被保番を報告内容に追加)								
病院		➡ 2020年度データ提出 (3情報 (ハッシュ化) 収集開始)		➡ 2021年度データ提出		➡ 2022年度データ提出		➡ 2023年度データ提出			
DPC事務局 (委託)	➡ ・技術的な精査 ・システム改修		➡ ・技術的な精査 ・システム改修		➡ 2020年度データクリーニング		➡ 2021年度データクリーニング		➡ 2022年度データクリーニング		
DPCDB 保守運用				➡ 2020年度 データ格納	➡ 2021年度 データ格納	➡ 2022年度 データ格納					

## 4. 今後の対応（案）

### 現状の整理

- ① 個票データの提供において、研究の意義を阻害せずに安全性が確保できるような普遍的な「審査基準」を作るのは難しいと考えられる

#### [(NDBデータと比較した)DPCデータ特有の問題点]

- ・ すでに公表されている医療機関別のDPC集計データが存在し、組み合わせが可能
  - ・ DPCデータを提出する病院は少ない(約1,800病院)
  - ・ 様式1(簡易診療録情報)等において診療情報等の個人特定性が高い濃密な情報が含まれる
- ② DPCデータ提供のための厚生労働省側の体制の整備がまだなされていない
    - ・ 第三者提供向けのデータベースの構築（予算要求中）
    - ・ セキュリティ監査の体制の整備 等
  - ③ 個票データの取り扱いは研究者にとっても大きな負担となりうる
    - ⇒ 申請可能な者が限定され、DPCデータを用いた研究の進展において障壁となる可能性がある